弁護士　小野正典様

2.1付の速達ありがとうございました。いろいろお考えを困難におしやり申し訳ありません。私の気持の中に、"自ら構想して展開した手筆といい切れないから、公判にかかわり切れない"、"より重要な活動の場へ出たい"という要素が強くあり、身体的条件も重なって前回のような手紙をかいたといえます。

今回の速達を拝見し、私の気持は持続しているとはいえ、きびしい現実過程の中で私のになうべき位置はやはりになっていこうと考えています。

具体的には

できれば、大阪高裁と対応して

① 勾留理由開示請求を、前便でお送りした文書および今回お送りする申立書を媒介しておこなう。（2.14に開かれるように提出～交渉して下さいませんか？ 請求者から、あとでTel.する予定ですが……。）これは一見無駄に[redacted]みえても、請求さんや私たちの試み[redacted]総体の中で生かしていく意味をもち得ますから。

2.14～15にお会いする希望をもっています。

② 2.15のうち合せでは、被告人の意志を(a)勾留が持続していると防禦権が行使できず、また、本来、今回の事件は自ら構想し、展開し、引きうけていくものとはいい切れないので、早期判決をのぞくている、といって下さってけっこうです。（等いは最低限度にとどう）

(b) 三月以降できるだけ高い密度で公判期日を入れる。

(c) 2.21大阪高裁公判いご数日間は、資料の整理～宅下の必要があるので東京移監は2月末にしてほしい。

という点もお伝え下さい。その結果、勾留状態が持続していくとしてもそれはそれで力の限りたたかうしかない、と覚悟しています。

どうか、よろしく。

'85.2.5　　松下　昇

～185.2.5～
（185.2.8 くすつ 4ケ-5書）

コクヨ ケイ-50